

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラ整備状況等地域の特色について)

- 当該地域は、神埼市（平成18年3月20日に神埼町・千代田町・脊振村が合併し誕生）、吉野ヶ里町（平成18年3月1日に三田川町・東脊振村が合併し誕生）、上峰町及びみやき町（平成17年3月1日に中原町・北茂安町・三根町が合併し誕生）の1市3町からなる約23.3千haにわたる地域で、佐賀県東部に位置し、北は福岡県福岡市並びに筑紫郡那珂川町、南は福岡県久留米市に接している。
- 域内には、東西に走る九州横断自動車道をはじめ、国道34号、国道264号、国道385号、主要地方道の佐賀川久保鳥栖線、北茂安三田川線などの道路が整備され、域内のアクセスに加え、福岡市・久留米市・大牟田市方面、佐賀市方面へのアクセスが容易である。また、佐賀空港（有明佐賀空港）をはじめ平成23年3月に開通した九州新幹線により各企業間での人材交流も盛んに実施されている。
- 域内の吉野ヶ里町には、九州横断自動車道の東脊振インターチェンジがあるほか、九州縦断自動車道の久留米・八女インターチェンジ、両自動車道が交わる鳥栖インターチェンジにも近接しており、福岡都市圏をはじめ、九州全域へのアクセスも容易となっている。
- さらには、交通インフラに加えて、企業立地に必要な用水として、佐賀県東部工業用水道が敷設されている。
- 地域周辺には、佐賀県立九州シンクロトン光研究センター（鳥栖市）、独立行政法人産業技術総合研究所九州センター（鳥栖市）などの研究機関をはじめ、佐賀大学（佐賀市）、西九州大学（神埼市）、久留米工業大学（久留米市）、久留米工業高等専門学校（久留米市）、佐賀工業高等学校（佐賀市）、鳥栖工業高等学校（鳥栖市）などの教育機関が立地しており、ものづくりや人材育成を推進していく上でも恵まれた環境に位置する。
- 産業集積の状況としては、佐賀東部中核工業団地や三根西部工業団地等の工業団地を中心に、自動車関連、半導体関連、食品関連等の企業が立地しており、近年は、工業団地の発展とともに、「ものづくり産業のまち」になりつつある。
- 地域内各市町の産業集積に向けた動きとしては、神埼市では、平成19年12月に策定された総合計画による産業集積区域計画に基づき、更なる産業基盤の整備、充実を図り、みやき町では、平成19年3月に策定された国土利用計画の中において町土の利用区分として、工業用地を平成27年までに89ha、10年以内に49ha増やす目標に向け着実に推進している。また、吉野ヶ里町でも、継続的に工業用地の開発や企業誘致を推進し、さらに、上峰町においては、平成24年3月に策定された上峰まちづくりプラン（第4次総合計画）の中で、企業誘致活動を積極的に展開し、優良企業の立地を促進することとしている。
- 今後とも、当該地域を牽引する企業の立地が期待されており、既立地企業を含めた地域の更なる発展を目指し、神埼・吉野ヶ里・上峰・みやき地区（以下、「神埼・三養基西部地区」）での産業集積の形成を推進していくこととしている。

（目指す産業集積の概要について）

（１）自動車関連産業の集積

- 北部九州には、トヨタ自動車九州㈱、ダイハツ九州㈱、日産自動車九州㈱、日産車体九州㈱の４つの自動車メーカーが立地しており、自動車生産能力１５０万台を超える世界有数の生産拠点となっている。また、それに伴い、設計や開発機能などについても、九州において担っていく動きが進められている。
- 一次部品企業をはじめ、自動車関連企業も北部九州への進出が依然として増加しており、今後においても神埼・三養基西部地区に自動車関連企業の集積を進め、既立地企業との取引拡大や高度な生産管理技術の普及を図り、地域経済活性化へつなげる。
- 今後、自動車産業が急速に発展している中国・タイ・インド等の近郊のアジア地域と地域間競争に打ち勝つ必要がある。特に中国の広州市では、広大な土地に部品用の団地を作り、産業道路を整備し、集中型の産業集積を進めているが、北部九州では、集中型の産業集積を進めることができない。これに対抗するために、分散ネットワーク型での拠点づくりを目指し、佐賀県・福岡県・長崎県の広域的な連携を形成し、自動車産業の人材の育成などについて、地域としての拠点性を高めることとする。

（２）半導体関連産業の集積

- 自動車関連産業と併せて、半導体関連産業は九州のリーディング産業であり、神埼・三養基西部地区においても、半導体製造装置、液晶製造装置、光ディスク装置、リニアＩＣ等の製造企業が立地している。
- 半導体関連産業は、製造装置、部材メーカーなど裾野が広く、今後、既立地企業に加え、さらに地域を牽引する企業の集積を図り、地域における技術の高度化や取引を活発にし、地域経済活性化へつなげる。

（３）食品関連産業の集積

- 神埼・三養基西部地区内には、食品・飲料の製造工場のほか、食料品用の容器製造等の食品に関わる幅広い企業が立地している。
- 食品製造工業の中では、主要原材料の米や海苔などの食材について地元産品を積極的に活用されるなど、地域との連携に努められており、今後とも、福岡都市圏、九州各地への交通アクセスの良さを活用しながら、雇用や食材活用等において、地域との連携が図れる食品関連企業の集積を進め、地域の主要産業として育成を図る。

（４）産業用機械関連産業の集積

- 神埼・三養基西部地区には、半導体製造装置や建設機械、工事用機械等の産業用機械関連企業が立地している。
- 産業用機械関連産業は、幅広い分野のものづくりを支える産業であり、また、その製造には、高精度の技術が求められる。
- 今後、既立地企業に加え、地域の技術の高度化を図る産業用機械関連産業の集積を図り、地域における技術の高度化や自動車・半導体関連産業等と一体となった振興を図り、「ものづくり産業のまち」の形成に努める。

（２）具体的な成果目標

	現 状	計画終了後	伸び率(%)
集積区域における集積業種全体の付加価値額	841億円	883億円	5%

（３）目標年度に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
（１）産業用共用施設の整備等に関する事項					
①既存工業団地の 拡大 【神崎市】 神崎市南部工業 団地 【みやき町】 三根西部工業団 地	→	→			
②遊休地等工場用 地の調査・整理 (神崎市・吉野ヶ 里町・上峰町・み やき町)					→
（２）人材の育成・確保に関する事項					
①佐賀県産業人材 確保プロジェクトの推進(佐賀県 等)					→
②学生のインター ンシップ(就業体 験)の推進(佐賀 県等)					→
③定住支援制度(神 崎市・吉野ヶ里 町・上峰町・みや き町)					→
④技術者の大学等 派遣研修への助 成(佐賀県等)					→

佐賀県（神埼・三養基西部地域）

⑤中核人材育成のための大学等での講座の実施(佐賀大学、佐賀商工会議所等)					→
⑥在職者訓練の実施（佐賀県等）					→
⑦金型設計製造技術者の育成（(公財)北九州産業学術推進機構、(公財)飯塚研究開発機構、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等）			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→
⑧めっき処理技術者の育成((公財)飯塚研究開発機構、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→
⑨ゴム加工技術者の育成(株)久留米リサーチパーク、久留米市、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→
⑩プラスチック成形技術者の育成（(財)福岡県中小企業振興センター、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等）			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→

佐賀県（神埼・三養基西部地域）

⑪三次元設計(3D CAD)技術者の育成((公財)飯塚研究開発機構、(財)長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→
⑫ユニット部品設計技術者の育成((財)九州大学学術研究都市推進機構、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→
⑬組込ソフト技術者の育成((財)長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会、佐賀・福岡・長崎地域の地域産業活性化協議会構成員等)			(佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施)		→
(3) 技術支援等に関する事項					
①企業連携コーディネータによる支援(佐賀県、(公財)佐賀県地域産業支援センター等)					→
②試験研究機関や大学による技術指導・技術相談(佐賀県、佐賀大)					→

学等)					
③新製品開発等補助事業（佐賀県、（公財）佐賀県地域産業支援センター等）					→
④産学官共同研究コーディネータ事業（（公財）佐賀県地域産業支援センター等）					→
⑤産学官連携技術革新支援事業（佐賀県等）					→
⑥さが機能性・健康食品開発拠点事業（佐賀県、佐賀大学、佐賀県商工会議所連合会）					→
（４）その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項					
①工場立地法緑地率の緩和（神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町）					→
②企業誘致活動（佐賀県・神崎市・吉野ヶ里町・みやき町）					→
③企業誘致に係る優遇措置の支援（神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町）					→
④誘致企業に対するフォローアップ活（佐賀県、神崎市・吉野ヶ里町・上峰町、みやき町）					→

⑤各種研修会の開催（神崎市・吉野ヶ里町・上峰町、みやき町）					
					→

2 集積区域として設定する区域

（区域）

佐賀県 神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町 総面積 23,363ha
 （内訳 神崎市12,501ha、吉野ヶ里町4,394ha、上峰町1,279ha、みやき町5,189ha）

設定する区域は、平成24年4月1日現在における行政区画その他の区域又は道路等により表示したものである。

なお、区域の設定に当たっては、自然公園法に規定する自然公園地域、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、特定植物群落等の環境保全上重要な地域については、集積区域から除いている。

（集積区域の可住地面積）

総面積14,381ha
 （内訳 神崎市6,689ha、吉野ヶ里町2,305ha、上峰町1,119ha、みやき町4,268ha）

（各市町が集積区域に指定されている理由）

- 神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町ともに九州横断自動車道の東脊振インターチェンジのほか、九州縦断自動車道の久留米・八女インターチェンジ、両自動車道が交わる鳥栖インターチェンジにも近く福岡都市圏や九州各地へのアクセスに恵まれている。
- 工業用水道も敷設されており、また、都市部に比べると安価で用地取得が可能な地域である。
- 既に自動車・半導体・食品関連等の企業が立地しており、今後、既存工業団地の拡大等計画していることから、地域特有の強みを生かした企業立地を促進できる。

3 集積区域の区域内において特に重点的な企業立地を図るべき区域

（区域）


【既存工業団地等】

- ①神崎市南部工業団地（神崎市千代田町柳島）
- ②二子工場適地（神崎市神埼町二子）
- ③朝日工場適地（神崎市神埼町城原）
- ④田道ヶ里工場適地（神崎市神埼町田道ヶ里）
- ⑤佐賀東部中核工業団地（吉野ヶ里町大曲・吉田、上峰町大字堤）
- ⑥立野工業団地（吉野ヶ里町立野）
- ⑦東脊振東部工業団地（吉野ヶ里町石動）
- ⑧三津工業団地（吉野ヶ里町三津）
- ⑨船石工場団地（上峰町大字堤）
- ⑩船石工場適地（上峰町大字堤）
- ⑪三根西部工業団地（みやき町大字東津）
- ⑫高柳工業団地（みやき町大字原古賀）
- ⑬中津隈工業団地（みやき町大字中津隈）
- ⑭土井外工場適地（みやき町大字天建寺）
- ⑮南島工場適地（みやき町大字天建寺）
- ⑯坂口工場適地（みやき町大字坂口）
- ⑰西寒水工場適地（みやき町大字原古賀）
- ⑱香田工業団地（みやき町大字蓑原）
- ⑲江口工業団地（みやき町大字江口）

設定する区域は、平成24年9月1日現在における地番により表示したものである。

集積区域の区域内において特に重点的な企業立地を図るべき区域図（詳細添付）並びに工場立地法の特例措置を実施しようとする区域図



凡 例	
	重点促進区域・工場立地法の特例措置を実施しようとする区域

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活生化の効果

（工場立地法の特例措置を実施する区域）

【既存工業団地等】

- ①神埼市南部工業団地（神埼市千代田町柳島）
- ②二子工場適地（神埼市神埼町二子）
- ③朝日工場適地（神埼市神埼町城原）
- ④田道ヶ里工場適地（神埼市神埼町田道ヶ里）
- ⑤佐賀東部中核工業団地（吉野ヶ里町大曲・吉田、上峰町大字堤）
- ⑥立野工業団地（吉野ヶ里町立野）
- ⑦東脊振東部工業団地（吉野ヶ里町石動）
- ⑧三津工業団地（吉野ヶ里町三津）
- ⑨船石工場団地（上峰町大字堤）
- ⑩船石工場適地（上峰町大字堤）
- ⑪三根西部工業団地（みやき町大字東津）
- ⑫高柳工業団地（みやき町大字原古賀）
- ⑬中津隈工業団地（みやき町大字中津隈）
- ⑭土井外工場適地（みやき町大字天建寺）
- ⑮南島工場適地（みやき町大字天建寺）
- ⑯坂口工場適地（みやき町大字坂口）
- ⑰西寒水工場適地（みやき町大字原古賀）
- ⑱香田工業団地（みやき町大字蓑原）
- ⑲江口工業団地（みやき町大字江口）

設定する区域は、平成24年4月1日現在における地番により表示したものである。

（特例措置を実施することにより期待される効果）

現状において、工場の敷地拡大の余地が小さく、新たな用地確保が困難で、必要な緑地等が敷地内に確保することが難しい場所であることから工場立地法の特例を措置することが不可欠である。今後、地域の実情、住民の意志を踏まえ、特定工場周辺的生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町の環境保全の部局や関係機関との調整を行い進めていく。

特例措置を実施することにより、本区域内においては、少なくとも3.6ha程度の利用可能な用地が新たに確保でき、3社程度の企業立地、新規雇用創出数81人が期待されることから、従って、工場立地法の特例措置を適用したい。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

（1）業種名

(業種名又は産業名)	(日本標準産業分類上の業種名)
①自動車関連産業	1 6 化学工業（1 6 2 4 塩製造業除く） 1 8 プラスチック製品製造業 1 9 ゴム製品製造業 2 2 鉄鋼業 2 4 金属製品製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業（2 9 6 1 X 線装置製造・2 9 6 2 医療用電子応用装置・2 9 7 3 医療用計測器製造業除く） 3 0 情報通信機械器具製造業 3 1 輸送用機械器具製造業（3 1 2 1 鉄道車両・3 1 2 2 同部分品製造業、3 1 3 1 船舶製造・修理業、3 1 3 4 船用機関製造業除く） 4 4 道路貨物運送業
②半導体関連産業	1 8 プラスチック製品製造業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 8 電子部品・デバイス・電子回路製造業 2 9 電気機械器具製造業（2 9 6 1 X 線装置製造・2 9 6 2 医療用電子応用装置・2 9 7 3 医療用計測器製造業除く） 3 0 情報通信機械器具製造業 4 4 道路貨物運送業
③食品関連産業	0 9 食料品製造業 1 0 飲料・たばこ・飼料製造業（1 0 2 酒類・1 0 5 たばこ・1 0 6 飼料製造業除く） 1 4 パルプ・紙・紙加工品製造業 1 8 プラスチック製品製造業 2 4 金属製品製造業 4 4 道路貨物運送業
④産業用機械関連産業	1 8 プラスチック製品製造業 2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 3 1 輸送用機械器具製造業（3 1 2 1 鉄道車両・3 1 2 2

同部分品製造業、3131 船舶製造・修理業、3134 船用機関製造業除く）
44 道路貨物運送業

(2) (1) の業種を指定業種とした理由

【自動車関連産業】

- 北部九州では、トヨタ自動車九州㈱、ダイハツ九州㈱、日産自動車九州㈱、日産車体九州㈱の自動車産業の集積と共に関連企業の動きが継続的に進展している。
- 神埼・三養基西部地区は、交通インフラの整備により九州縦断・横断自動車道や佐賀空港（有明佐賀空港）、九州新幹線の活用が容易となり、また福岡空港や博多港などへの交通アクセスも充実し、九州全域やアジア諸国を視野に企業活動を展開できる地区へと成長してきている。
- 現在、トヨタ紡織九州㈱、ブリヂストン㈱、昭和金属工業㈱をはじめ、プレス加工、金型、プラスチック成形等の自動車関連企業が立地され、着実な実績を上げられており、更なる自動車関連産業の集積が期待される。
- このため、平成18年10月に、県内企業と自動車関連企業との新規取引又は取引拡大の促進を目的に設置された「佐賀県自動車産業振興会」との連携等図りながら、神埼・三養基西部地区への自動車関連企業の集積を進め、地域経済の活性化を図る。

【半導体関連産業】

- 自動車関連産業と併せて、半導体関連産業は九州のリーディング産業であり、神埼・三養基西部地区においても、佐賀エレクトロニクス㈱佐賀製作所、田中電子工業㈱佐賀工場、武井電機工業㈱、ニシハラ理工㈱佐賀工場、㈱カシワ等の半導体関連企業が立地している。
- 昨今、海外企業との競争の激化などで、特に汎用品製造に関しては厳しい状況であるが、一方では、今後も、リスク分散や、アジア市場との近接性、付加価値の高い生産へ転換等の観点から、今後も、産業の集積が期待される。
- 半導体関連産業は、各業界への裾野が広く、技術力も高いことから、既立地企業に加え、さらに地域を牽引する企業の集積を図り、地域における技術の高度化や取引を活発にし、地域経済の活性化を図る。また、梱包資材製造企業や製品輸送部門を担う道路貨物運送業など関連企業の集積と共に生産効率の向上を図っていく。

【食品関連産業】

- 神埼・三養基西部地区には、㈱ヤクルト本社佐賀工場、大塚製菓㈱佐賀工場、㈱ヨコオ東脊振工場、㈱ヤマコ佐賀工場、㈱リンガーハット佐賀工場、㈱グルメリカ九州工場等の食品・飲料等の製造工場のほか、飲料用空缶等を製造する大和製罐㈱九州工場、簡易食品容器を製造する㈱エフピコ佐賀など食品に関わる幅広い企業が立地している。
- 立地企業の中では、例えば、㈱グルメリカ九州工場では、主要原材料の米や海苔などの食材について佐賀県産品を積極的に活用されており、また、㈱ヤマコ佐賀工場では、原

料とする海苔の9割について地元有明海産を使われるなど、地域との連携に努められており、今後とも、福岡都市圏、九州各地への交通アクセスの良さや豊富な工水等を訴求しながら、雇用に加え、食材活用等において、地域との連携が図れる食品関連企業の集積を進め、地域の主要産業として育成を図る。また、道路貨物運送業などの関連企業の集積と共に生産効率の向上を図っていく。

【産業用機械関連産業】

- 神埼・三養基西部地区には、ヤマシンフィルタ(株)や(株)東洋空機製作所、武井電機工業(株)等の建設機械や工事用機械、半導体製造装置等の産業用機械関連企業が立地している。
- 産業用機械の製造は、高精度の技術を求められるとともに、幅広い分野での事業展開が期待される産業である。(例えば、ヤマシンフィルタ(株)の油圧ショベル用フィルタは、世界シェア8割を誇り、建設機械だけでなく、各種の産業機器でそのフィルタが使用されている)。
- このため、産業用機械関連産業の集積を図り、様々な産業との連携により、地域内の技術力の向上や経済の活性化を図り、ものづくりのまちの形成に努める。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目 標 数 値
指定集積業種の企業立地件数又は新規事業件数	1 3 社
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	8 4 億円
指定集積業種の新規雇用創出件数	3 5 1 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

(1) 産業用共用施設の整備等に関する事項

- ① 既存工業団地の拡大
(神崎市)
企業の受け皿を確保するため、佐賀県等との連携により、神崎市南部工業団地の拡大を行う。
- (みやき町)
企業の受け皿を確保するため、佐賀県等との連携により、三根西部工業団地の拡大を行う。
- ② 遊休地等工場用地の調査・整理（神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町）
既存の遊休地等について、工場用地として適した土地がないか調査し、適地があれば積極的に企業を誘致し、企業を集積させる。

(2) 人材の育成・確保に関する事項

自動車関連産業分野については、佐賀県地域と福岡県地域、長崎県地域の地域産業活性化協議会の構成員が、従来実施してきた人材育成事業のノウハウを連携させ、同産業分野に必要な金型製造、めっき処理、ゴム加工、プラスチック成形に加え、設計に不可欠な3次元設計や製造ラインの制御に必要な組込みソフトなどを担う人材育成に取り組む。

① 佐賀県産業人材確保プロジェクトの推進（佐賀県等）

県内外に県内企業の魅力をアピールするなど産学官の関係者が一体となって、産業人材確保プロジェクトに取り組むことにより、有能な産業人材を県内企業に確保し、県内企業の競争力を高める。

② 学生のインターンシップ（就業体験）の推進（佐賀県等）

佐賀県産業人材確保プロジェクトによる佐賀県が行う高校・大学等の県内企業へのインターンシップ促進事業を推進する。特に自動車関連産業においては、高校・大学等の生徒・学生による佐賀県自動車産業振興会会員企業へのインターンシップが実施されるよう、振興会としてインターンシップを受け入れる会員一覧表を作成し、県内の高校・大学等に送付する。

③ 定住支援制度（神崎市・吉野ヶ里町・上峰町・みやき町）

地域への移住を促進するため、定住サポートができる組織づくりを行い、就職支援や住宅情報の提供をし、人材確保へつながる取り組みを行う。

④ 技術者の大学等派遣研修への助成（佐賀県等）

県内の自動車産業を担う優れた技術力を持つ人材を養成するため、県内中小企業が大学等で実施される研修に自社の技術者を受講させる場合に必要となる経費の一部を補助する。

⑤ 中核人材育成のための大学等での講座の実施（佐賀大学、佐賀商工会議所等）

企業技術者を対象とし、地域の中小企業等における自動車産業等の生産技術の高度化を図るため、佐賀大学等において講座を実施し、製造中核人材を養成する。

⑥ 在職者訓練の実施（佐賀県等）

県内企業の競争力を高め、持続的な発展に寄与する人材の育成を図るため、ものづくりに関する技術・技能、国際取引の実務等、企業が望む内容の在職者向けの講座を実施する。

⑦ 金型設計製造技術者の育成（（公財）北九州産業学術推進機構、（公財）飯塚研究開発機構等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

金型設計から加工まで対応でき、課題解決能力と提案力を併せ持つ中核人材を育成する。

⑧ めっき処理技術者の育成（（公財）飯塚研究開発機構等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

めっき企業において蓄積された技術・ノウハウを論理的に考察し、多種多様な素材に適した加工技術者を育成する。

⑨ ゴム加工技術者の育成（櫛久留米リサーチパーク、久留米市等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

ゴム原料の物性から加工、品質管理に至る一貫した知識と技術力を有する中核人材を育成する。

⑩ プラスチック成形技術者の育成（（財）福岡県中小企業振興センター等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

プラスチックの物性から加工に至る知識と高度射出成形技術を有する中核人材を育成する。

- ⑪ 三次元設計（3DCAD）技術者の育成（（公財）飯塚研究開発機構、（財）長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

三次元CAD設計技術の地場企業への普及のため、研修を実施する。

- ⑫ ユニット部品設計技術者の育成（（財）九州大学学術研究都市推進機構等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

自動車メーカーや一次サプライヤー等の自動車設計開発部門の集積・創設を図るため、3次元CADソフトの学習等を通じて、業界が求める将来のリーダー候補と、不足している即戦力の設計技術者の人材を育成する。

- ⑬ 組込ソフト技術者の育成（（財）長崎県産業振興財団、長崎県職業能力開発協会等）【佐賀県・福岡県・長崎県で連携して実施】

ソフト開発の基本と開発行程の習得研修。ETEC2クラス受験に対応。

（3）技術支援等に関する事項

- ① 企業連携コーディネータによる支援（佐賀県、（公財）佐賀県地域産業支援センター等）

コーディネータが県内のものづくり中小企業による企業連携体を構築して、発注側が求めるニーズ（ユニット部品の開発・製品化、大量ロット生産、ローコスト化）に対応することにより、自動車産業等への新規参入・取引拡大を図る。

- ② 試験研究機関や大学による技術指導・技術相談（佐賀県、佐賀大学等）

佐賀県工業技術センター又は佐賀大学による技術指導、技術相談又は共同研究を実施する。

- ③ 新製品開発等補助事業（佐賀県、（公財）佐賀県地域産業支援センター等）

県内中小企業等が、既存技術の高度化、新技術の開発、製品デザインの開発、経営革新のための新商品・新技術・新役務開発、試作品開発等の取組を行う場合に必要となる経費の一部を補助する。

- ④ 産学官共同研究コーディネート事業（（公財）佐賀県地域産業支援センター等）

産学官の共同研究等により新技術の開発及び新産業の創出を目指すため、県内の企業ニーズと大学等の研究シーズのマッチングを図るコーディネートを実施する。

- ⑤ 産学官連携技術革新支援事業（佐賀県等）

県内企業の技術革新や新事業の創出につなげるため、産学官のチームを形成し、ニーズの掘起しから大学等の研究成果の橋渡し、研究開発、販路開拓までを見据えた一貫支援を行う。

- ⑥ さが機能性・健康食品開発拠点事業（佐賀県、佐賀大学、佐賀県商工会議所連合会）

地域の公設試・大学等の研究機関が持つ機能性・健康食品に関する先進の研究ニーズと、県内の食品関連事業とのマッチングを促進し、地域の特色を生かした研究開発に取り込むことで、「佐賀ならではの」新技術・新商品の創出を支援する。

（4）その他円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項

- ① 工場立地法緑地率の緩和（神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）

集積エリアにおける工場立地法の緑地整備率の緩和を実施することにより、新規企業の立地及び既立地企業の生産性の効率化へつなげる。

- ② 企業誘致活動（佐賀県、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）

佐賀県及び各市町が連携し、集積対象企業への立地推奨を推進する。

- ③ 企業誘致に係る優遇措置の支援（神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）
固定資産税について3ヵ年の減免措置を実施し立地企業の支援を図る。
- ④ 誘致企業に対するフォローアップ活動（佐賀県、神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）
企業立地後も交流連携を保ち、立地環境整備に努め、フォローアップできる環境づくりを行う。
- ⑤ 各種研修会の開催（神崎市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町）
既立地企業及び立地予定企業を対象に、企業進出に伴う優遇措置や工場立地法の届出等についての説明会を開催し、企業が生産活動に集中できるような体制づくりを行う。

8 環境の保全その他の産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

- 神埼・三養基西部地区においては、企業に対して、重点促進区域であっても十分な緑地が確保されるよう周知活動や指導を行う。
そのほか、企業立地に際しては、地域住民の理解が得られるよう、必要に応じて地域住民等への説明会を開催するほか、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の公害を防止するため、立地企業と公害防止協定を締結するなど、環境の保全に取り組むとともに、企業が公害防止措置を講じようとする場合は、当該企業に対して、環境施設を含めた設備投資に対して一定割合を補助する立地促進奨励金（佐賀県）を活用しながら、企業支援を図ることとする。
- 安全な住民生活の保全
安全な住民生活の保全のために、下記のことについて配慮する。
 - ・ 防犯設備の整備
事業所付近において地域住民が犯罪被害に遭わないようにするために、照明の設置等を行う。併せて、必要に応じて事業者に対して、防犯カメラ、照明の設置等を要請する。
 - ・ 防犯、交通事故防止に配慮した施設の整備・管理
道路、公園等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、夜間において公共空間や空き地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底するとともに、交通の安全と円滑に配慮した道路環境の整備を図る。
 - ・ 事業者の従業員に対する安全指導
事業者に対して、従業員の法令遵守や犯罪被害及び交通事故の防止について要請する。外国人の従業員に対して日本の法制度について指導するよう要請する。
 - ・ 地域安全活動への協力
犯罪防止のためのパトロールを定期的実施するほか、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加・協力するとともに、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどの支援を行う。
 - ・ 不法就労の防止
事業者が外国人を雇用しようとする際には、事業者に対して、旅券等による当該外国人の就労資格の有無の確認など、必要な措置をとるよう要請する。
 - ・ 地域住民との協議

事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たって、安全な住民生活の保全に影響すると考えられる取組みについては、あらかじめ関係する地域住民の意見を十分に聴取する。

9 法第5条第2項第3号に規定する地区における同項第7号の施設の整備が、農用地等として利用されている土地において行われる場合にあつては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

「該当なし」

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成29年度末日までとする。